

山梨県公報

第二千四百二十三号

平成二十六年

六月十二日

木曜日

目次

- 落札者の決定について……………三四一
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………三四一
- 換地処分の届出……………三四一
- 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(八件)……………三四二
- 開発行為に関する工事の完了について……………三四三

公 告

●落札者の決定について
次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。
平成二十六年六月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 落札に係る役務の名称及び数量
- (一) 名称 単独出先機関等における広域イーサネットサービス提供業務
- (二) 数量 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地
- (一) 名称 山梨県企画県民部情報政策課
- (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十六年四月七日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所
- (一) 名称 東日本電信電話株式会社 山梨支店 支店長 笠原英樹
- (二) 住所 山梨県甲府市青沼一丁目十二番十三号
- 五 落札金額 一億五千五百五十二万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に

よる公告を行った日 平成二十六年二月二十四日

●特定非営利活動法人の設立の認証申請
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。
平成二十六年六月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあった年月日 平成二十六年六月四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
- 1 名称 特定非営利活動法人為球山スポーツクラブ
- 2 代表者の氏名 小林 文俊
- 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市中央一丁目三番七号
- 4 定款に記載された目的
この法人は、多くの人がいつまでも自分らしくスポーツに関わっていきけるよう、地域のスポーツ競技者・スポーツファンのニーズに向けて、新たな視点からスポーツの楽しさと魅力を伝える企画を考案し、イベント等を通じて地域活性とスポーツ環境向上に繋がる事業を展開することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十六年六月五日から同年八月四日まで

●換地処分の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定により、北杜市長から換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により、次のとおり公告する。
平成二十六年六月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 地区名 山梨県知事 横 内 正 明
- 二 換地処分をした年月日 平成二十六年五月二十一日
- 三 換地処分をした土地の権利者数 二人

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十六年六月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十六年五月六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 石川工務店
 - 2 主たる営業所の所在地 西八代郡市川三郷町大塚四千八百六番地
 - 3 代表者の氏名 石川正仁
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二三）第七五六九号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十六年四月八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十六年六月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十六年五月六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 佐藤建築
 - 2 主たる営業所の所在地 南都留郡西桂町小沼二千九百八十三番地
 - 3 代表者の氏名 佐藤春夫
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二三）第八三三九号
- 四 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十六年四月九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十六年六月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十六年五月十二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社坂本工業
 - 2 主たる営業所の所在地 中巨摩郡昭和町河東中島七百十五番地三
 - 3 代表者の氏名 坂本久
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二二）第六九七六号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十六年五月七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十六年六月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十六年五月十八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 オシノ設備工業
 - 2 主たる営業所の所在地 南都留郡忍野村忍草二百九十八番地
 - 3 代表者の氏名 渡邊太一
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二四）第七二三〇号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十六年四月二十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十六年六月十二日

南都留郡富士河口湖町小立五千六百九十九番二 学校法人二十一世紀平和の灯国際
文化学園 理事長 庄司 エレナ

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番